



秋田県公報

目 次

教育委員会規則
 ○秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則(一六・特別支援教育課)……………1
 ○秋田県立特別支援学校の生徒の募集……………1

教育委員会規則

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十九年十月十二日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第十六号

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則(第八号)の一部を次のように改正する。

- 別表秋田県立養護学校天王みどり学園の項中「四三」を「三八」に改め、同表秋田県立勝平養護学校の項中「二四」を「三二」に改め、同表秋田県立ゆり養護学校の項中「五四」を「五一」に改め、同表秋田県立大曲養護学校の項中「五七」を「六二」に改め、同表秋田県立横手養護学校の項中「三二」を「四〇」に改め、同表秋田県立稲川養護学校の項中「三五」を「四〇」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

教育委員会公告

平成二十年年度に秋田県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科に入学する生徒並びに幼稚部に入学する幼児を次のとおり募集す

るので、秋田県立特別支援学校学則(昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号)第九条の規定により、公告する。

平成十九年十月十二日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

高等部及び高等部専攻科の課程

- 一 入学願書の提出期日及び提出先
 (一) 提出期日 平成二十年一月十五日(火) から同月二十五日(金)まで
- (二) 提出先 各志願先特別支援学校長
- 二 入学選考期日及び選考内容
 (一) 期日 平成二十年三月四日(火)
- (二) 内容 各特別支援学校の志願者の実態に応じて面接等を行う。
- 三 募集する学校名、部科名、学科名及び人員

学 校 名	部 科 名		学 科 名		募 集 人 員
	高 等 部	専 攻 科	普 通 科	理 療 科	
秋 田 県 立 盲 校	高 等 部	理 療 科	普 通 科	理 療 科	八名
	高 等 部	保 健 科	普 通 科	理 療 科	八名
秋 田 県 立 聾 校	高 等 部	理 療 科	普 通 科	理 療 科	九名
	高 等 部	保 健 科	普 通 科	理 療 科	八名
秋 田 県 立 秋 田 養 護 学 校	高 等 部	理 療 科	普 通 科	理 療 科	八名
	高 等 部	保 健 科	普 通 科	理 療 科	八名
秋 田 県 立 秋 田 養 護 学 校	高 等 部	理 療 科	普 通 科	理 療 科	九名
	高 等 部	保 健 科	普 通 科	理 療 科	八名
秋 田 県 立 秋 田 養 護 学 校	高 等 部	理 療 科	普 通 科	理 療 科	八名
	高 等 部	保 健 科	普 通 科	理 療 科	八名
秋 田 県 立 秋 田 養 護 学 校	高 等 部	理 療 科	普 通 科	理 療 科	九名
	高 等 部	保 健 科	普 通 科	理 療 科	八名

四 合格者の発表 平成二十年三月十一日(火) 幼稚部の課程

- 一 募集学校 秋田県立聾学校
- 二 募集人員 男女五名
- 三 入学願書の提出期日及び提出先
 (一) 提出期日 平成二十年一月十五日(火) から同月二十五日(金)まで
- (二) 提出先 秋田市土崎港北二丁目十七番七十号 秋田県立聾学校長
- 四 就学相談・選考期日 平成二十年三月四日(火)
- 五 合格者の発表 平成二十年三月十一日(火)

秋田県立勝平養護学校	高等部	普通科	男女	一六名
秋田県立比内養護学校	高等部	普通科	男女	二四名
秋田県立能代養護学校	高等部	普通科	男女	一六名
秋田県立養護学校	高等部	普通科	男女	一六名
天王みどり学園	高等部	普通科	男女	一六名
秋田県立栗田養護学校	高等部	普通科	男女	二四名
秋田県立ゆり養護学校	高等部	普通科	男女	一六名
秋田県立大曲養護学校	高等部	普通科	男女	二四名
秋田県立横手養護学校	高等部	普通科	男女	一六名
秋田県立稲川養護学校	高等部	普通科	男女	一六名

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄